

評価基準（創設等）

(1) 創設

ア 基準評価項目・配点

評価項目		評価のポイント	配点	
区分	小区分			
施設運営	運営方針	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の関係法令に基づき施設を運営するものとなっているか	5	55
	地域住民・関係機関との連携	地域住民や関係機関・団体と連携・協力し、地域の福祉向上が図られるよう計画されているか	5	
	職員配置	職員配置について、基準を上回る数の職員の配置が計画されているか	5	
	職員研修及び人材育成・定着等	適切な研修の機会を確保するよう計画されているか	5	
		質の高い中核的人材の育成・定着のための具体的な取組が計画されているか	5	
		働きやすい環境づくりを行うよう計画されているか	5	
	利用者・家族との連携	定期的に利用者・家族との交流の持つ場を設け、意見や要望を施設運営に活かすようにされているか	5	
	衛生管理・協力医療機関	食中毒予防や感染症対策について適切なマニュアルが整備されるとともに、具体的な取組が考えられたものとなっているか	5	
		医療機関との連携	5	
安全対策・緊急時の対応・利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護等	事故や災害（緊急時）の対策について、基準に沿って具体的な取組が考えられたものとなっているか	5		
	利用者からの苦情処理や個人情報の保護などサービス利用に資する体制の整備が計画されているか	5		
整備予定地	位置	利便性の良い場所に位置しているか	5	10
	形状・日照等	周辺の建物等により日照・風通しが著しく妨げられるようなことがないか	5	
整備施設	整備面積等	ゆとりあるスペース（整備面積）があるか	5	15
	安全面への配慮	非常災害に対する設備上の配慮があるか	5	
	バリアフリー	利用者の円滑な移動等に配慮した設計がされているか	5	
事業実績		同一の障害福祉サービス等の事業実績年数（申請年度の4月1日現在）	5	5
計			85	

イ 加点減点項目

評価項目	評価のポイント	評価の視点	配点
障害者雇用等	障害者雇用又は男女共同参画などについて、特筆すべき事項があるか		2
地球温暖化対策	地球温暖化対策に配慮した設備等を備えているか		2
県内木材の使用	居室に広島県産の木材を使用することになっているか		2
シックハウス対策	建築基準法の規定を上回るシックハウス対策（建築部材・家具・換気など）を講じることにしているか		2
その他特筆すべき事項	施設運営について、特筆すべき事項があるか		2
行政指導の有無	申請時1年以内において行政指導を受けている	申請時の1年以内において、障害者総合支援法等に基づく勧告を受けている場合	▲ 5

評価の視点

区分	小区分	視 点	
施設運営	運営方針	関係法令を順守し、運営する施設の役割及び責務を十分認識した運営方針を定めている	
	地域住民・関係機関との連携	入所者・職員の積極的な地域活動への参加等を計画している	
		関係機関との積極的な連携を予定している	
	職員配置	計画事業における職員配置基準以上の配置を行い、職員配置加算が計上できる	
	職員研修及び人材育成・定着等	職員研修	職員の資質向上に向けた目標を設定し、利用者の処遇向上に資する研修を計画している
			人権・障害者虐待に関する外部研修へ職員を積極的に派遣することを計画している
			質の高い中核的人材の育成・定着
働きやすい環境づくり	働きやすい環境づくり	キャリアパスに基づく職員の処遇改善を計画している	
	働きやすい環境づくり	福利厚生の充実や労働環境の改善などの取組を計画している	
利用者・家族との連携		利用者・家族との交流の機会を設け、施設運営を円滑に実施する	

区分	小区分	視 点			
施設運営	衛生管理・協力医療機関	衛生管理	食中毒予防のマニュアルを整備する予定としている		
			施設内における感染症対策のマニュアルを整備する予定としている		
	協力医療機関	協力医療機関	定期的、緊急時における医療機関との連携（委託等）ができています		
			複数の医療機関（診療科）との連携（委託等）ができています		
	安全対策・緊急時の対応・利用者等の苦情処理体制・個人情報の保護等	事故や災害（緊急時）の対策	施設・事業所から概ね5km以内に協力医療機関がある		
			各種自然災害（土砂災害、大規模地震等）発生時の対応を定めたマニュアルを整備する予定としている		
			事故発生時の対応マニュアルを整備する予定としている		
			近隣町内会等と防災に関する協定を締結する予定としている		
			年1回以上、施設の立地状況に応じた非常災害（火災は除く）に対する避難訓練を実施する予定としている		
			危機管理体制において特筆すべき事項がある		
苦情処理体制	苦情処理体制	具体的な苦情解決の仕組みを設ける予定としている			
		利用者の生活相談窓口を設ける予定である			
		個人情報保護			
個人情報保護	個人情報保護	個人情報保護のためのガイドラインの作成を予定している			
		整備予定地	位置	公共交通機関	公共交通機関の駅やバス停まで近い（500m以内）
					平日の昼間において公共交通機関の運行がある（1時間に1本以上）
形状・日照等	形状	形状	運営上支障がない形状となっている		
			日照	日照	斜面や高層建築物等で遮られていない
					風通し
整備施設	整備面積等	作業室	利用定員や作業内容からみて部屋の広さは十分である		
			入居室	入居室	部屋の広さは十分である
					駐車スペース
	安全面への配慮	安全面への配慮	安全面への配慮	全ての居室からベランダ等を通じ、屋外への避難が可能である	
				バルコニーの有効幅を1.5m以上確保している	
				防火カーテン、寝具類等を配置することになっている	
	バリアフリー	バリアフリー	バリアフリー	施設・事業所内について、利用者の円滑な移動等に配慮した設計がされている（段差の解消、トイレ、手すり、スロープの設置状況）	
事業実績				事業実績	本地域において同一の障害福祉サービス事業等の実績年数 ※障害者自立支援法の規定によりなお従前の例により運営することができることとされた身体障害者更生援護施設及び知的障害者援護施設の運営は実績年数に含まれるものとする。

## (2) 増築

### ア 基準評価項目・配点

評価項目		評価のポイント	配点	
区分	小区分			
施設運営	職員配置	職員配置について、基準を上回る数の職員の配置が計画されているか	5	5
定員増		定員の増加割合	10	10
整備施設	整備面積等	ゆとりあるスペース（整備面積）があるか	5	10
	バリアフリー	利用者の円滑な移動等に配慮した設計がされているか	5	
計			25	

### イ 減点項目

評価項目	評価のポイント	配点	
行政指導の有無	申請時1年以内において行政指導を受けている	▲ 2	申請時の1年以内において、障害者総合支援法等に基づく勧告を受けている場合

**評価基準（改築等）**

(1) 改築・老朽民間社会福祉施設整備

ア 基準評価項目・配点

評価項目		評価のポイント	配点
区分	小区分		
老朽度		厚生労働省が定める「現存率に基づく評点、老朽度」	30
築後経過年数		建築後経過年数	15
バリアフリー		利用者の円滑な移動等に配慮した設計がされているか	5
計			50

イ 加点減点項目

評価項目	評価のポイント	配点	
定員増	定員増をしている	5	改築等により定員を増加している場合
行政指導等の有無	申請時1年以内において行政指導等を受けている	▲ 5	申請時の1年以内において、障害者総合支援法等に基づく勧告を受けている場合

(2) 大規模修繕等

ア 基準評価項目・配点

評価項目		評価のポイント	配点	
区分	小区分			
共通	経過年数	改修・改造物件、設備が一定年数を経過しているか	5	5
対象事業	関係法令	消防法、建築基準法等により、その基準に適合させるため必要不可欠な工事	5	20
	周辺地域環境	土砂災害区域の指定など、施設・事業所における周辺地域環境の変化	5	
	バリアフリー	既存施設のバリアフリー化の実施	5	
	その他	その他上記項目以外で必要と認める場合	5	
計			25	

イ 減点項目

評価項目	評価のポイント	配点	
行政指導の有無	申請時1年以内において行政指導を受けている	▲ 2	申請時の1年以内において、障害者総合支援法等に基づく勧告を受けている場合